

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
可否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 段 代 俊 則

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 7 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 1 3 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 5 日 午後 3 時 0 0 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 2 1 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 2 1 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 2 2 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1,430,000 1,144,000	一括	290,000	16,204	0
1	701,000				
2	729,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所 在 | 世羅郡世羅町大字本郷字今東 |
| | 地 番 | 9 0 6 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 0 . 2 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 世羅郡世羅町大字本郷字今東 9 0 6 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 9 0 6 番 1 2 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 4 . 9 6 平方メートル
2 階 7 9 . 9 8 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 居宅・物置・作業場 |
| | 構 造 | 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 9 . 1 6 平方メートル
2 階 2 7 . 4 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月 1日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 段 代 俊 則

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

- ・主である建物1階の店舗、作業場部分及び附属建物1階の作業場部分を除く部分
本件所有者が占有している。
- ・主である建物1階の店舗、作業場部分及び附属建物1階の作業場部分
本件債務者会社が占有している。同社の占有権限の存在は認められない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 世羅郡世羅町大字本郷字今東
地 番 9 0 6 番 1 2
地 目 宅地
地 積 2 5 0 . 2 0 平方メートル

2 所 在 世羅郡世羅町大字本郷字今東 9 0 6 番地 1 2
家屋 番号 9 0 6 番 1 2
種 類 居宅・店舗
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 9 4 . 9 6 平方メートル
2 階 7 9 . 9 8 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 居宅・物置・作業場
構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 0 9 . 1 6 平方メートル
2 階 2 7 . 4 1 平方メートル



令和 7年（ケ）第 6号

令和 7年 4月 10日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 世羅郡世羅町大字本郷字今東
地 番 9 0 6 番 1 2
地 目 宅地
地 積 2 5 0 . 2 0 平方メートル

2 所 在 世羅郡世羅町大字本郷字今東 9 0 6 番地 1 2
家屋 番号 9 0 6 番 1 2
種 類 居宅・店舗
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 9 4 . 9 6 平方メートル
2 階 7 9 . 9 8 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 居宅・物置・作業場
構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 0 9 . 1 6 平方メートル
2 階 2 7 . 4 1 平方メートル



占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 主建物及び附属建物の店舗, 作業場部分	
占有者		☒ 債務者会社 (有)サンマルク ☐	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☒ 店舗 ☐ 倉庫 ☒ 作業場	
☒ 関係人 (☒ 所有者の長男の妻) ☐ () の陳述 / ☐ 提示文書 () の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用貸借 ☒ なし	
占有開始時期		平成 年 月 日	
最初の契約等	契約日	平成 年 月 日	
	期間	平成 年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金 , 円 (限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 , 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。

物件1の土地は、その北側を水路を介して市道（公図上は地番の記載のない狭長地）に接面している。

本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■所有者の長男の妻	本件建物は、所有者とその長男家族が2世帯住宅として利用し、1階の店舗や作業所は所有者の長男が代表をする債務者会社（㈱サンマルク）が洋菓子の製造販売のために利用していました。 以前は所有者と債務者会社の間には家賃のやりとりはありましたが、十年以上前くらいから家賃の支払いはなくなっていました。 債務者会社は令和6年3月末で廃業し、同年8月に破産手続きが開始されました。建物内には債務者会社所有の機械や冷蔵庫が現存しています。 現在、所有者は老人ホームに入所しています。高齢でもあり裁判所が土地建物を売却するということも理解できないと思います。
■占有者（債務者会社）破産管財人	債務者会社の本件建物に対する占有権原は、当初賃貸借であったものが使用貸借に転化し、破産手続きの開始によって使用貸借契約は終了し、以後の占有権原はなくなっていると理解しています。 建物内の機械等については破産財団から放棄することになると思います。

執 行 官 の 意 見

本件土地建物には、所有者の長男の妻の陳述に沿った占有が認められた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 3月17日 12:40 - 13:00	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 登記事項要約書 交付申請
7年 3月17日 14:20 - 14:40	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
7年 3月17日		期日通知書兼賃貸借等照会書送付
7年 3月31日 14:50 - 15:40	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者の長男の妻と面談

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 証人を立会させ解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

法14条1項地図

イ 水

(座標値和)



建 物 図 面

No.

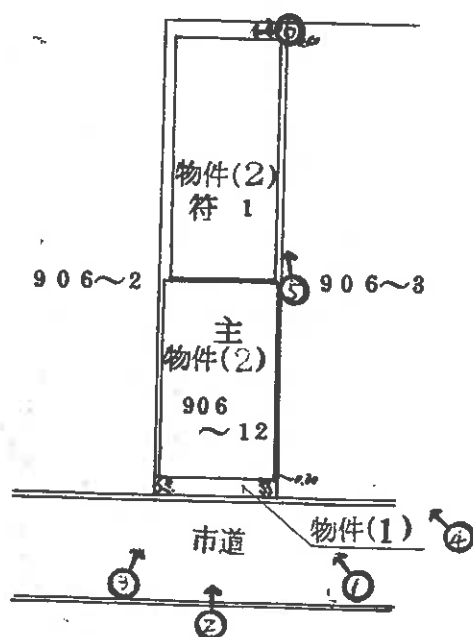
写真撮影位置・方向

556, 7, 31

家屋番号 906番 12

建物の所在 世羅郡世羅町大字本郷字今東 906～12

建 物 図 面



52
71
23
m²

250

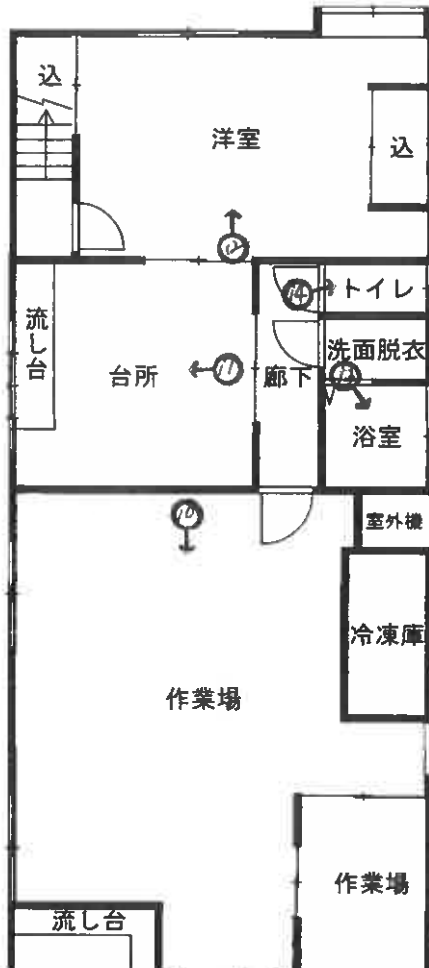
申請人

縮尺 1/500

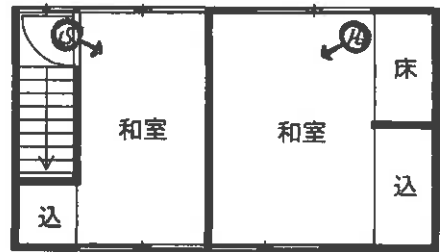
建物間取図



1 階(附属建物)

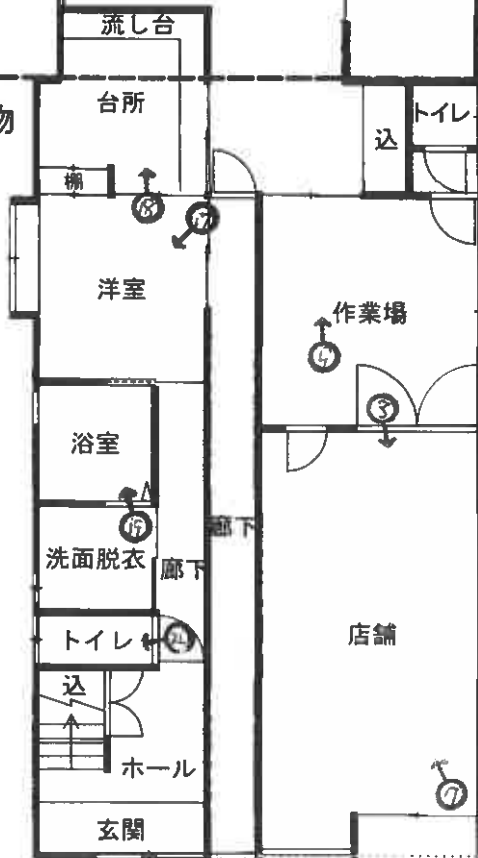


2 階(附属建物)

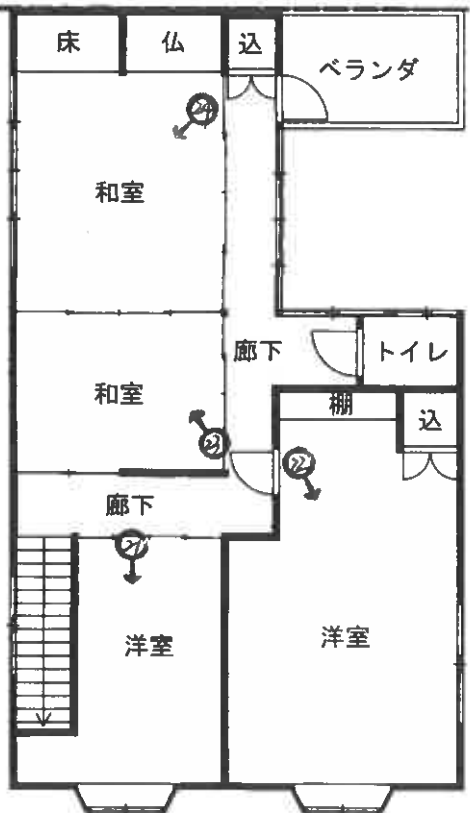


附属建物

主である建物



1 階(主である建物)



2 階(主である建物)

写真 1



写真 2



写真 3



写真4



物件 1(敷地)

写真5



物件 2(主)

物件 2(附属)

物件 1(敷地)

写真6



物件 2(附属)

物件 1(敷地)

写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



写真 22



写真 23



写真 24



令和7年（ケ）第6号
令和7年3月31日現地調査
令和7年4月16日評価

広島地方裁判所 福山支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

八幡和真 印

第1 評価額

一括価格	
金 1,430,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 701,000円
物件2 (建物)	金 729,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 目 積 地 地 積	世羅郡世羅町大字本郷字今東 906番12 宅地 250.20㎡	同左
2	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	世羅郡世羅町大字本郷字今東906番地12 906番12 居宅・店舗 木造瓦葺2階建 1階 94.96㎡ 2階 79.98㎡ 延べ 174.94㎡	同左
	(附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積	1 居宅・物置・作業場 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 109.16㎡ 2階 27.41㎡ 延べ 136.57㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件 1）

位 置 ・ 交 通	ＪＲ福塩線「備後三川」駅の南西方・約7.4km（直線距離） （別添「位置図」参照）		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅を中心に店舗等の散在する地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% 無指定 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規模	250.20㎡	間口 約8.3m 奥行 約31.2m 形状 略長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢平坦
接面道路の状況	北側	約7.5m	舗装 町道 ※ 高低差 等高 ※建築基準法第42条1項1号
土地の利用状況等	物件1の現状は物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり なし（浄化槽使用、引込可） ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 昭和40年8月21日新築 経 過 年 数： 約60年 経済的残存耐用年数： 約0年 改 築 年 月 日： 不明
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング、鋼板等 内 壁： クロス、ジュラク、化粧合板等 天 井： クロス、シキメ、石膏ボード等 床： モルタル、畳、フローリング、床シート等 設 備： 電気、給排水、ガス、衛生等 その他： なし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅・店舗・作業場 間 取 り： 添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	建築面積が基準建蔽率を超過しており、既存不適格建物の可能性が高い。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	附属建物 符号1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 : 不明 経 過 年 数 : 不明 経済的残存耐用年数: 約 0 年 改 築 年 月 日 : 不明
仕 様	構 造 : 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根 : 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁 : 鋼板等 内 壁 : クロス、土壁、合板等 天 井 : クロス、竿縁、石膏ボード等 床 : モルタル、畳、フローリング等 設 備 : 電気、給排水、ガス、衛生等 その他 : なし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途 : 居宅・作業場 間 取 り : 添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	特になし。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	15,500	0.86	250.20	0.50	1	1,668,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員7.5m舗装町道に略等高接面する地積約250㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（世羅-1）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円) a×b×c×d
15,500	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{99}$	15,500

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

奥行逓減	0.95
奥行長大	0.90
相乗積	0.86

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態、建物老朽化の程度等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、観察減価法により求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2 (主である建物)	120,000	174.94	0.01	1	210,000
2 (符号1)	120,000	136.57	0.01	1	164,000
物件 2 合計					374,000

ウ 現価率：

2 (主である建物)

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
60 年	0 年	60 年

残価率	観察減価
5 %	80 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.01$$

2 (符号1)

建築時期が不明につき観察減価法を採用して現価率を1%と査定した。

エ 持 分： 共有持分 (完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,668,000	0.40 法定地上権	667,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 40 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,668,000	- 667,000		1.00	0.70	701,000
2	374,000	+ 667,000	1.00	1.00	0.70	729,000
一括価格 (合計)						1,430,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（世羅-1）

所 在 : 世羅郡世羅町大字本郷字今東929番14
価 格 : 15,500円/㎡
位 置 : JR福塩線「備後三川」駅の南西方 道路距離 約9.4kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 253㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東側 6.5m 町道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に事業所等も見られる住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	2,749,447 円	（1㎡当たり	10,989 円）、	課税地積	250.20 ㎡
物件2 （主である建物）	180,534 円	（1㎡当たり	3,220 円）、	課税床面積	56.07 ㎡
物件2 （主である建物）	351,334 円	（1㎡当たり	4,543 円）、	課税床面積	77.34 ㎡
物件2 （主である建物）	75,570 円	（1㎡当たり	1,633 円）、	課税床面積	46.28 ㎡
物件2 （附属建物符号1）	438,576 円	（1㎡当たり	3,211 円）、	課税床面積	136.57 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

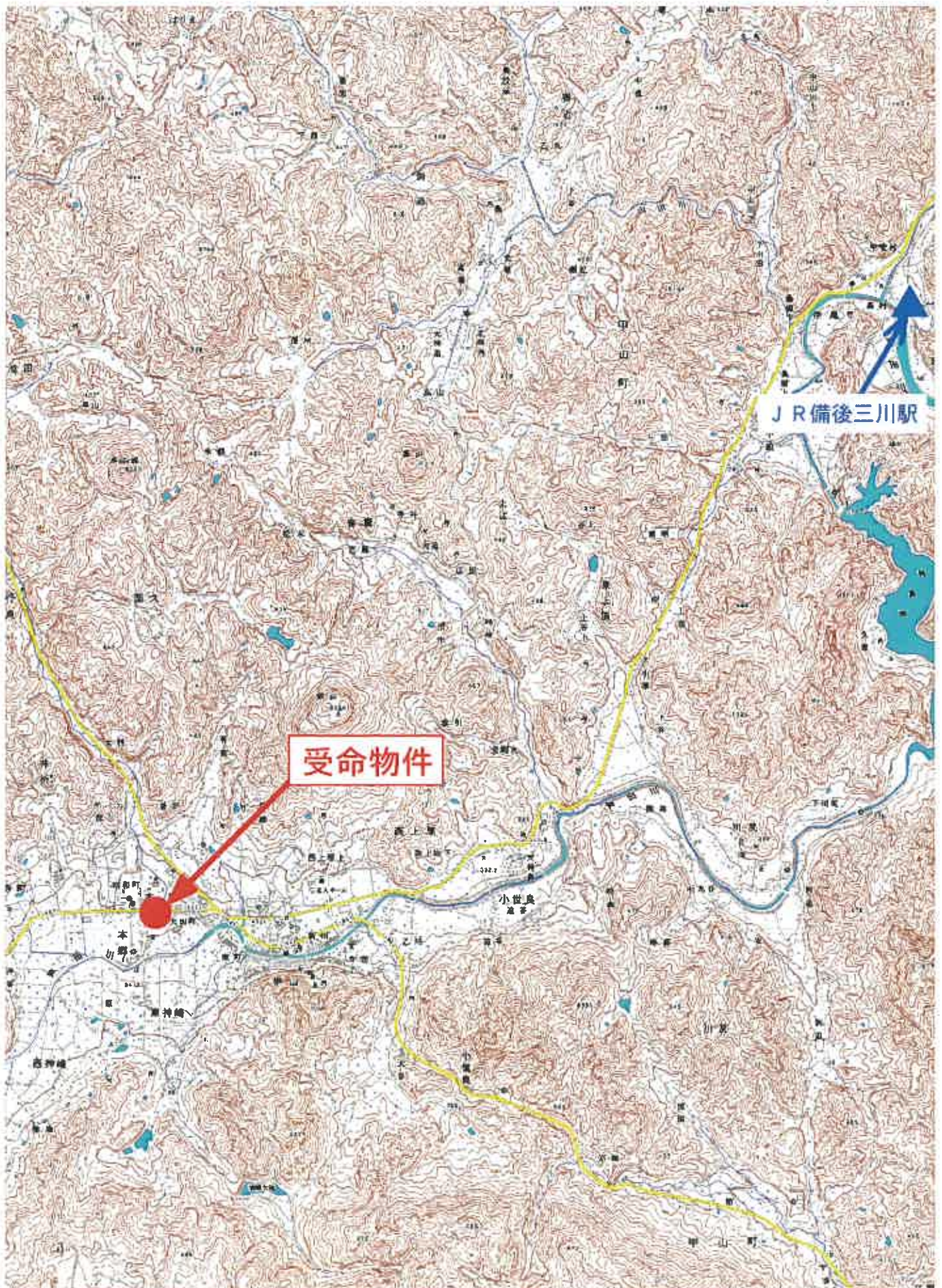
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（世羅町「白図」縮尺 1/10,000、国土地理院地図 1/40,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図

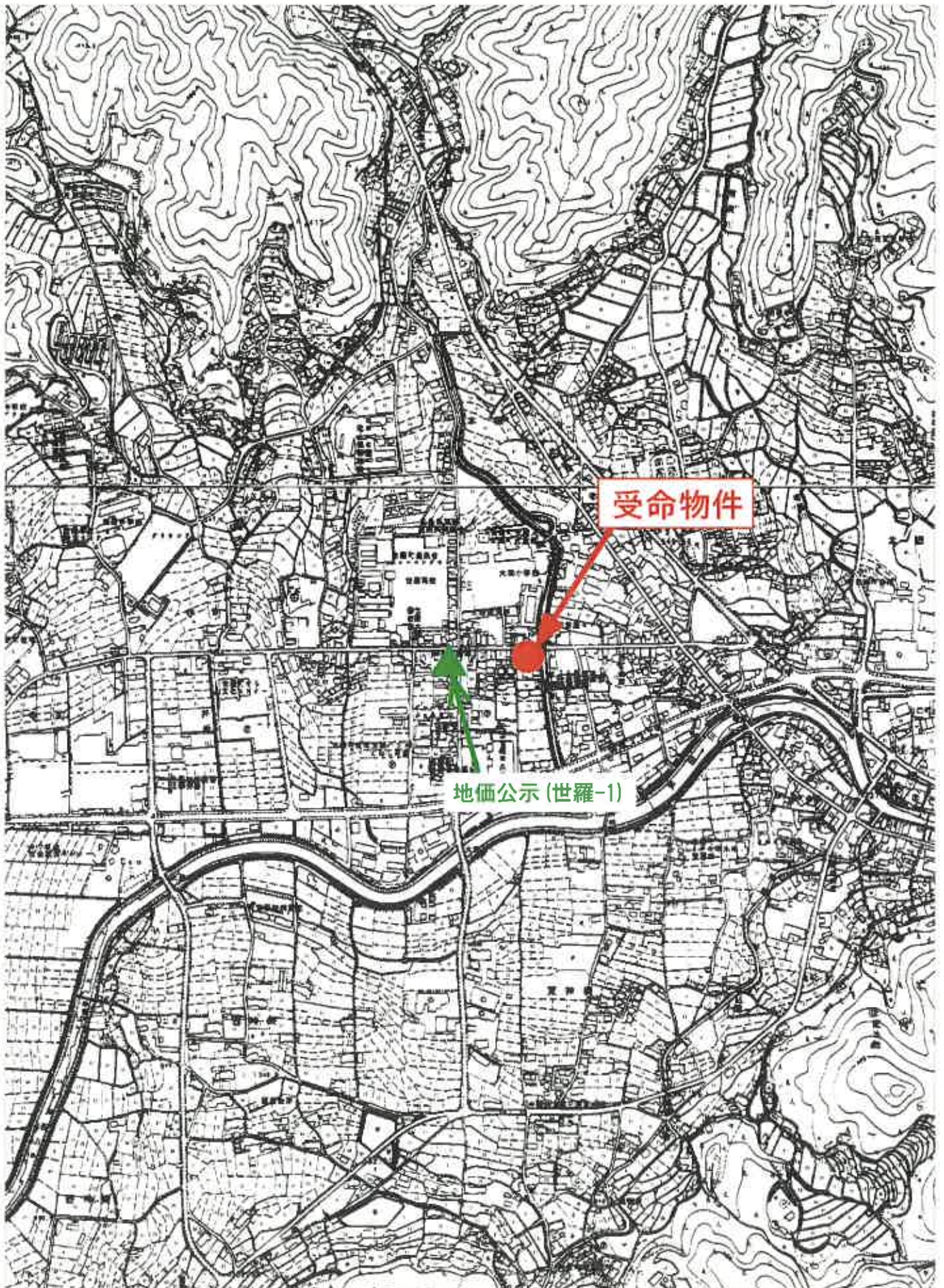
以 上

附属資料

受命物件の位置図



受命物件の位置図



公 図 写



地番区域見出
大字本郷

請求部	所在	世羅郡世羅町大字本郷字今東				地番	906番12			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和60年2月			備付年月日(原図)	昭和63年8月31日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(縮小A3→A4)

(広島法務局尾道支局管轄)
令和7年2月3日
山口地方法務局下関支局
登記官



登記年月日：昭和56年7月31日

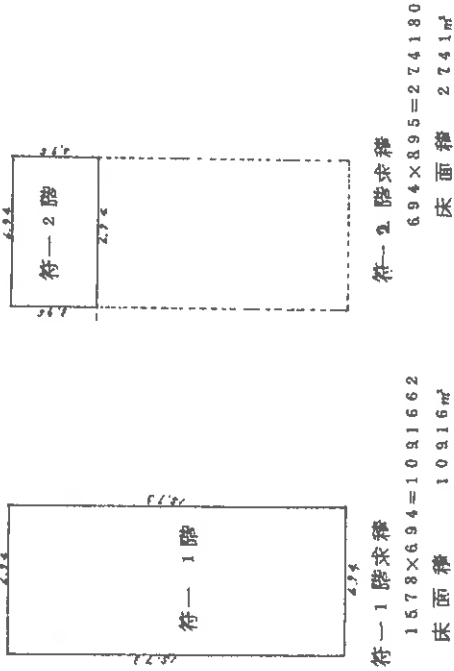
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局尾道支局管轄)
令和7年2月3日 山口地方法務局下関支局

7350497

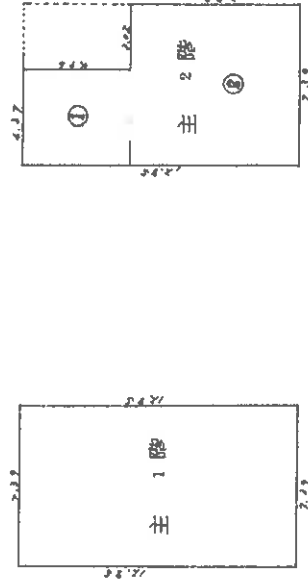
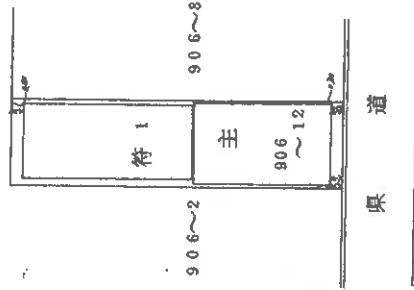
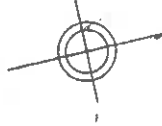
556.7.31

家屋番号	906番 12
建物の所在	世羅郡世羅町大字本郷字今東 906~12

各階平面図



建物図面



主1階求積
 $1285 \times 789 = 949615$
床面積 $9496m^2$

主2階求積
① $487 \times 496 = 216752$
② $789 \times 789 = 588071$
計 799828
床面積 $7998m^2$

作製者

申請人

縮尺 1/250

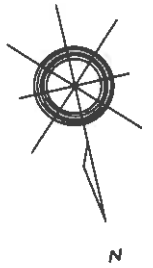
縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用紙)

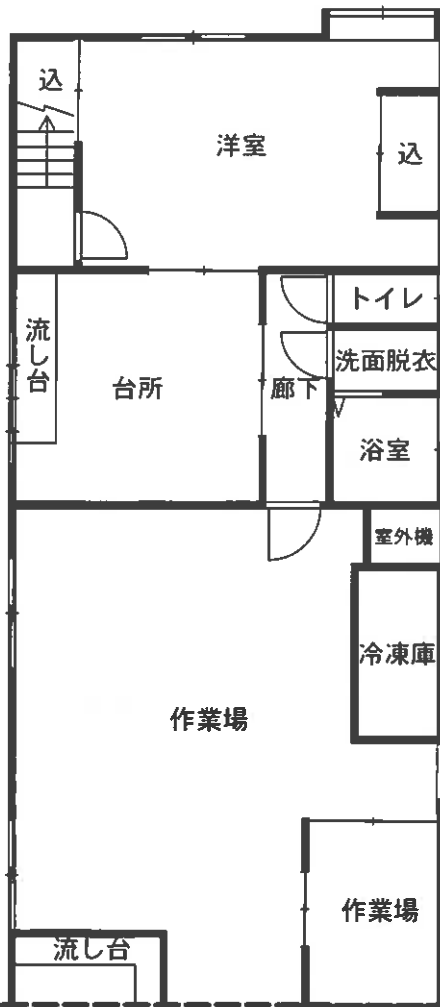
地図整理番号：M07422

(縮小A3→A4)

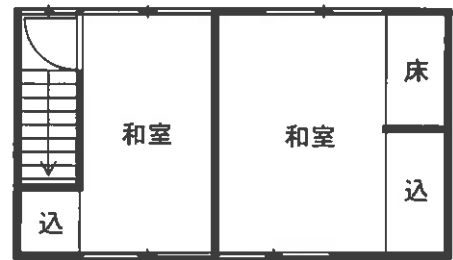
建物間取図



1 階 (附属建物)

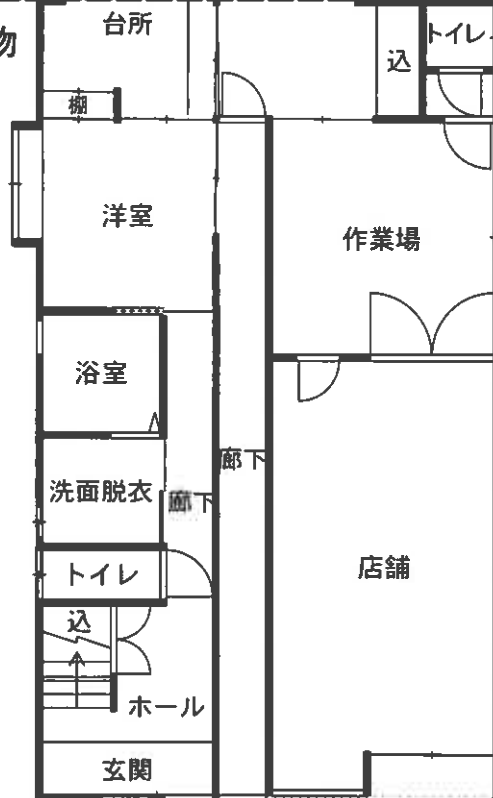


2 階 (附属建物)

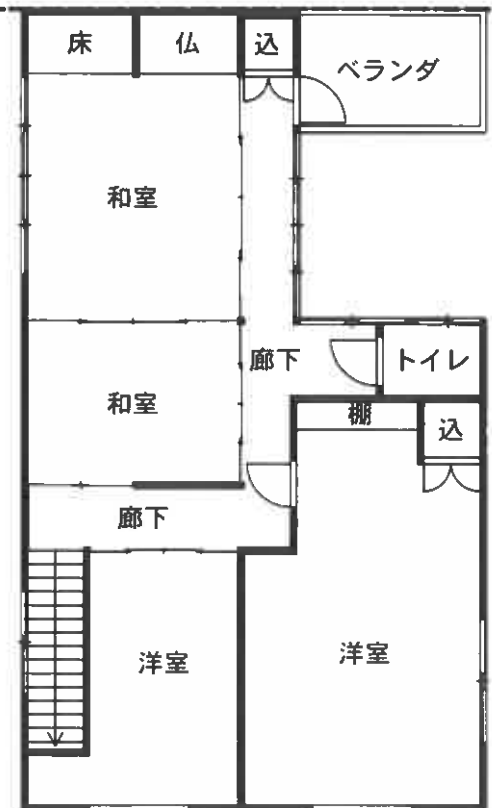


附属建物

主である建物



1 階 (主である建物)



2 階 (主である建物)